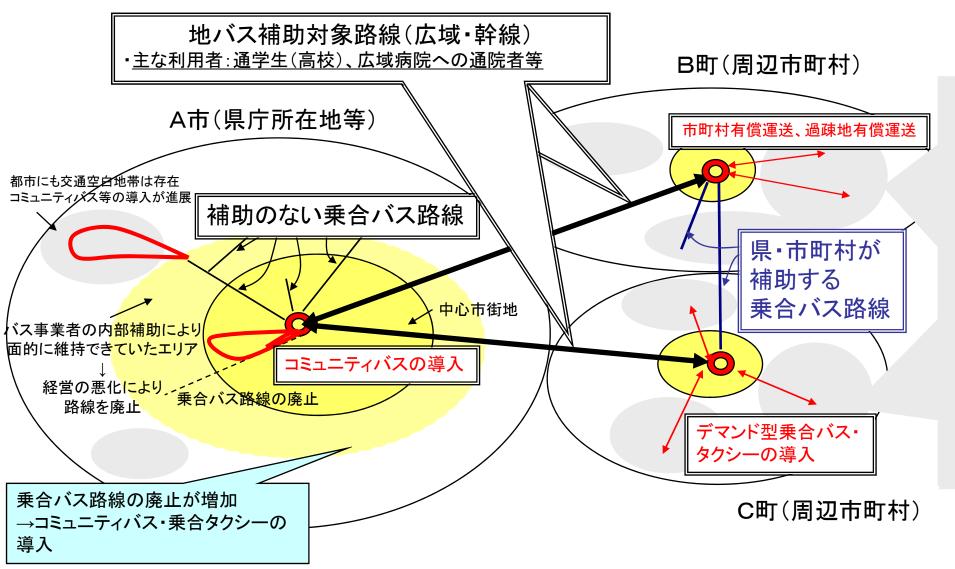
# 地域交通の確保について

平成20年6月27日 国土交通省 自動車交通局

# 過疎地域に交通空白地帯が存在

# 地域交通の概況(イメージ図)

・地バス補助対象路線とコミュニティバス・乗合タクシーでは、対象となる輸送需要が異なる。



# 地方バス路線維持対策の概要

バス事業に係る生活交通の確保のため、国と地方の適切な役割分担のもと、国は広域的・幹線的な輸送サービス類型について都道府県と協調して支援。

# 生活交通確保のための枠組み

# <地域協議会>

- ○都道府県が主催:都道府県、市町村、運輸局、事業者がメンバー
- 〇生活交通確保方策を協議・調整(地域の実情に応じて効率的な輸送形態 を選択)





#### 国の役割

広域的・幹線的なバス路線について、都道府 県と協調して支援 地方バス補助

# 地方の役割

その他のバス路線について、地方公共団体の判断により維持を図る

### • 生活交通路線

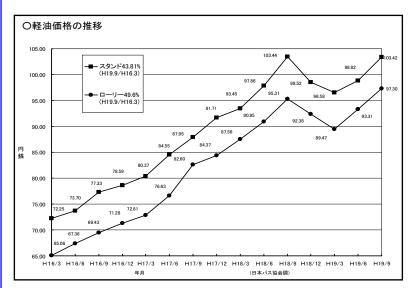
- ・複数の市町村にまたがり、キロ程が10km以上
- ・1日の輸送量が15人~150人
- ・1日の運行回数が3回以上等
- <路線維持費補助、車両購入費補助 国1/2 都道府県1/2>



生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財政措置

# ○平成19年度補正予算の概要

燃油価格の高騰対策として、特に車齢の古い燃費効率の悪い車両を燃費効率の良い最新車両へ更新するため、548百万円を措置。



# 〇バス運行対策費補助金予算額推移

(単位:百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
当初予算	7,264	7,203	7,169	7,133	7,350
補正予算			262	548	

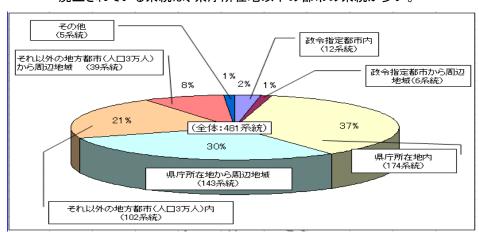


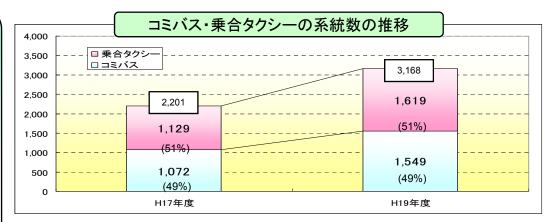
# コミュニティバス・乗合タクシー

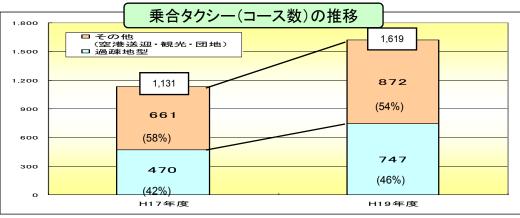
- ・一般的に、「市町村・地域住民等が、交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進等による地域の活性化を目的として、自らが主体的に運行を企画し、その運行を確保するバス」のことを指す。運行は、乗合バス事業者に委託する場合が多い。
- ・小型バスで運行されることが多く、バス停間隔の短縮、定価格化(100円・200円バス等)等の工夫がなされる事例が多い。
- ・バス車両の導入をするまでの需要が見込めない場合、ジャンボタクシーや小型のタクシーで乗合事業を行うことがあり(こうした形態は一般的に「乗合タクシー」と呼ばれている)、主に過疎地域において導入。
- 路線バスの廃止後に導入されるケースも多い。
- 市町村の財政負担が増加。

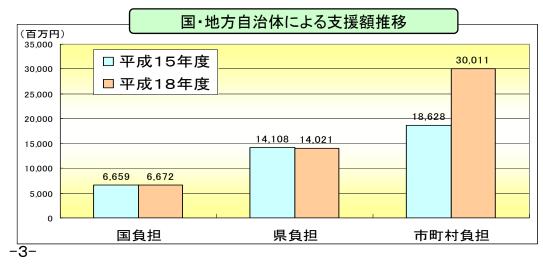
# 廃止届出系統の傾向(H17~19)

廃止されている系統は、県庁所在地以下の都市の系統が多い。









# 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)

一主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援一

#### 地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

#### スキーム概要

# 基本方針(国のガイドライン)

主務大臣(国土交通大臣・総務大臣)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定 ※国家公安委員会、環境大臣に協議

1. 計画の作成・実施

#### 協議会

(市町村) 公共交通事業者 ※ 道路管理者 港湾管理者

公安委員会\*

※鉄道、軌道、バス、 タクシー、旅客船等

# 協議会の参加要請応諾義務

- (\*公安委員会、住民は除く)
- 計画策定時のパブリックコメント実施
- 計画作成等の提案制度

関係予算を可能な限り重点

協議会参加者の協議結果の尊重義務

# 地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が地域公共交通について総 合的に検討し、地域のバス交通の活性化や 地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段 の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入 や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改 善等、地域公共交通のあらゆる課題について 当該地域にとって最適な公共交通のあり方に ついて合意形成を図り、合意に基づき各主体 が責任を持って推進。国は、これを総合的に 支援。











# ・地方債の配慮

・情報、ノウハウの提供

•計画策定経費支援

•人材育成

配分、配慮

ょ

総

的

支

平成19年10月1日施行

#### 法律上の特例措置

- ·LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に 基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- 関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化

# 2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

・海上運送サービスの改善・乗継の改善・地方鉄道の再生

・BRTの整備、オムニバスタウンの推進

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV(デュアル モードビークル)

【地域公共交通特定事業】

·LRTの整備





IMTS(インテリシェントマルチモート・トランシット)



道路部分と一般道路 の両方を走行する車両

#### 水陸両用車



注1 LRT(Light Rail Transit)

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快 適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能 を備えた次世代型路面電車システム

#### 注2 BRT(Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用 レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の 機能を備えたバスシステム

# 地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度予算額 3.000百万円(新規)

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様な二一ズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

# 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)

協議会

市町村 公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

新支援制度による支援

住民

等

# 地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

うち協議会が実施する事業

・協議会の参加要請応諾義務

- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- 計画作成等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

# 地域公共交通活性化・再生総合事業計画 (3年)

(例) ◇ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)

- ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
- ・コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化 等のための実証運行
- ・旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航等
- ◇ 車両関連施設整備等
  - ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合い環境整備、 デマンドシステムの導入等
- ◇ スクールバス、福祉バス等の活用
- ◇ 乗継円滑化等
  - ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、 P&R・C&Rの推進、ボランティア センター設置・運営
- ◇ 公共交通の利用促進活動
  - ・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等
- ◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化
- ◇ その他地域の創意工夫による事業



#### \_\_\_\_\_\_ <補助率等>

〇「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費

定額

- 〇総合事業計画に定める事業に要する経費
  - •実証運行(運航) 1/2
  - 実証運行(運航)以外の事業 1/2 (※)
  - (※)政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3

#### <制度の特徴>

【計画的取組の実現】

- ・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能
- 【協議会の裁量確保】
- ・事業をパッケージで一括支援
- ・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施

【地域の実情に応じた支援の実現】

- ・地域の実情に応じた協調負担の実現
- 【事業評価の徹底】
- ・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

# 伊那市における地域公共交通活性化・再生総合事業

# 伊那市地域公共交通総合連携計画

地域内への必要最小限のサービス水準(シビルミニマム)を確保しつつ、地域間 バランスに配慮した不公平感のない施設体系とし、財政規模に見合った公共交通 を構築する。

また、伊那木曽間のより一層の連携の促進と新たな観光ニーズを創出し、交通手段の定着を図る。

# 伊那市地域公共交通協議会

伊那バス(株)、ジェイアールバス関東(株)、長野県タクシー協会、伊那バス労働組合、住民代表、学識経験者、伊那市、長野県、長野県警察、北陸地方整備局、北陸信越運輸局他

# <u>総合事業計画の概要</u>

# 1)市内交通ネットワークの構築

- ・伊那市全域において、バス路線7路線、デマンドタクシー1地区、循環タクシー3路線の実証運行を実施。
- ・実証運行の結果を踏まえ、平成25年度までに地域 の状況に合致したものに移行

# 2) 伊那⇔木曽連絡バスの実証運行

・伊那⇔木曽間の連絡バスの実証運行を行い、伊那と 木曽の新たな交流の促進を図る。

# 3)実証運行に係る調査・広報

- ・実証運行の実績データを収集・分析し、交通システム の再編案を作成する。
- ・市広報紙、ホームページ等によるPR活動を行い、利用促進を図る。





市街地循環バス(イーナちゃんバス)

